

(略)

東京都監査委員	鈴木	章	浩
同	小山	くに	ひこ
同	茂	垣	之 雄
同	松	本	正一郎
同	後	藤	靖 子

令和 5 年 1 2 月 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、小金井市（以下「市」という。）の心身障害者福祉手当（以下「本件手当」という。）について、受給資格を有さない者に対する支給が漫然と繰り返され、本件手当の支給に要する費用を負担した都に損害が生じたとして、同市に対し、時効により回収不能となった過払額の返還請求をすることなどを求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求の期間について、同条第 2 項は、財務会計行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和 4 9 年東京都条例第 6 1 号。以下「都条例」という。）によれば、都は、市町村が条例を制定して行う心身障害者福祉手当の支給に要する経費を負担することとされ（都条例第 2 条）、都が負担する経費の額は、市町村が都条例で定める支給要件に従って支給した場合における当該手当の総額に相当する

額（一人当たり月額15,500円）とされている。そして、市においては、小金井市中心身障害者福祉手当条例（昭和49年小金井市条例第27号。以下「市条例」という。）を制定し、心身に障害を有する者に対し本件手当を支給しているところである。

本件手当の過払については、令和4年12月8日の市の報道発表によると、本件手当について、本来、施設入所者は本件手当の受給資格を有しないにもかかわらず、入所による受給資格が消滅した旨の届出を提出していない者がいたことから、本件手当の過払（以下「本件過払」という。）が起きていたことが判明したなどとされている。また、同月22日の市の報道発表によると、「返還請求対象の総額（過払い額から時効により消滅した額を除いた額）」についての記載があり、事実証明書によると、本件過払額は10,462,000円であり、このうち時効による消滅額が4,855,500円であるといった報告が市議会（令和5年第3回定例会）においてなされたことがうかがえる。

ところで、請求人は、市が、本件手当の受給資格の認定を受けた者は毎年定められた期間に現況届等を市長に提出しなければならないことを定めた市条例第12条に違反する事務を行っていたとして、市の財務会計行為を違法、不当と主張し、当該行為によって都に多額の損害が発生したのであるから、「時効により消滅し、回収不能となった485万5500円」については「小金井市に報告を求め、あるいは実地に調査を行い、小金井市長に返還を求めるべき」であり、都条例に規定する「支給要件を満たさない者に手当を支給したまま放置したことになり、違法かつ不当な財務会計行為である」などとしている。これらのことからすると、請求人は、本件過払のうち市が時効によりその返還請求権について消滅したと整理した部分（以下「本件時効消滅部分」という。）の都負担経費（以下「本件都負担経費」という。）について、都がその返還請求を市に対して行っていないことを違法、不当な財務会計行為であると主張していると解されるから、本件請求は、本件都負担経費に係る債権（以下「本件債権」という。）の管理の怠る事実を主張しているものと言うことができる。

この点、普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして住民監査請求があった場合の請求の期間の起算日について、昭和62年2月20日の最高裁判所判決によれば、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法二四二条一項の規定による住民監査請求があった場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠

る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあつた日又は終わった日を基準として同条二項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。けだし、法二四二条二項の規定により、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過した後にされた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の措置を請求することができないものとしているにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとするれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからである。」と判示している。

これを本件についてみると、本件債権は、本件都負担経費について都条例に基づき市に対して支出した行為（以下「本件行為」という。）が同条例に定める要件を満たさないままなされたことにより発生する請求権であると解されるから、請求人は、都の財務会計行為である本件行為が違法、無効であることに基づいて発生する本件債権の不行使をもってその管理を怠る事実と主張しているものと解されるころ、上記判旨を踏まえれば、法第242条第2項の規定は、本件債権については、その発生原因である本件行為がなされた日を基準として適用されるものというべきである。そして、予備的調査によると、本件時効消滅部分のうち都が経費を負担することとされる本件手当の市の支払時期で直近のものは平成30年4月であり、これについての都の本件行為は平成30年度であり、本件行為はいずれも平成30年度以前におけるものであることである。

そうすると、本件請求は、本件行為がなされた日から1年を経過した後にされていることが明らかであるから、監査請求期間の経過後にされたものといわざるを得ない。

なお、請求人は、時効消滅により回収不能となった額を知りえたのが、事実証明書(令和5年9月27日付けの市議会への報告資料)によってであるとして、1年を経過したことの正当な理由があることを主張する。

しかし、平成19年2月14日の東京高等裁判所判決によれば、「同ただし書（注：法第242条第2項ただし書）にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）」とされ、「東京都の住民は、東京都情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関す

る公文書の開示請求をすることができ、(中略)当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでいる場合には相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当」とされる。

これを本件についてみると、相当の注意力をもって調査したことの疎明はうかがわれず、本件請求は、正当な理由があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。